

社会福祉法人 みなわ会

役員等報酬規程

## 社会福祉法人みなわ会 役員等報酬規程

(目的)

### 第1条

この規程は、社会福祉法人みなわ会の理事・監事・評議員・評議員選任解任委員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設職員が対象の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会、評議員会、委員会等に出席した場合の費用弁償 5,000円

(2) 監事が、監査等を実施した場合の費用弁償 5,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。